

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにおける「基本的な感染症対策」「具体的活動場面ごとの感染予防対策」比較

○マニュアルでは、「地域の感染レベル」については、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断することとされている。
○地域の感染レベルごとの主な相違点は以下のとおり。

	地域の感染レベル		
	レベル1	レベル2	レベル3
定義	生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）	生活圏内の状況が、 ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域） 及び ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域	生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）
基本的な感染症対策の実施（抜粋）	発熱等の風邪の症状がある場合等の対応	○発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底 ○同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様	
	登校時の健康状態の把握	○登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握 ○家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行う。 ○児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認する。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行う。	
集団感染のリスクへの対応（抜粋）	身体的距離の確保	児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取る。 児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置を取る。このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を二つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となる。	
具体的な活動場面ごとの感染症予防対策	1. 各教科等	「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照する。 「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討（児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施。） ※特にリスクの高い活動は実施に慎重な検討 ※その他の留意事項 ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。 ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをわせること。（以下略）	「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は実施しない
	【感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動】（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。 ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★） ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」 ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★） ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★） ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）		
	2. 部活動	可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。	○可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合っで発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要。 ○なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあっては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられる。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重な検討が必要。
3. 給食	衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始する。	通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度合を上げ、レベル3の対応に戻すなど柔軟に対応する。	○通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難 ○適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）を提供することや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられる。 ○それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。 ○持ち帰りや配布を含めた食事支援の工夫について、保護者の希望や同意及び地域の実情を踏まえ検討する。
4. 図書館	○図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組む。 ○公益社団法人日本図書館協会によって「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が作成されているので、参考とする。		
5. 清掃活動	○学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行う。 ○掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行う。		
6. 休み時間	レベル2以上の地域の取り組みを踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導する。	トイレ休憩については混雑しないよう導線を示して実施する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなど、指導を工夫する。	
7. 登下校	○登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させる。 ○集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導する。 ○公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用する、降車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を行う。 ○スクールバスを利用するに当たっては、利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと、乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる、可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること、利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること（以下略）		
8. 健康診断	○3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫を行う。 ○児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底する、部屋の適切な換気に努める、密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあける、会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底する、検査に必要な器具等を適切に消毒する。 ○健康診断の実施の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておく。		

・・・これまでの県教委通知の対応。（ただし、マニュアルの方が詳細に記載されている項目が多い。）
※上表のうち、「3. 給食」についてはレベル2を、「6. 休み時間」についてはレベル1を参照すること。